

## 宮城県経営発展支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村が行う経営発展支援事業（以下「事業」という。）に要する経費について、市町村に対し、予算の範囲内において宮城県経営発展支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、農業経営対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象及び補助率)

第2 宮城県経営発展支援事業の内容、事業実施主体、交付対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 宮城県経営発展支援事業費補助金の交付に関する事業実施主体で定める規則等

(2) その他知事が必要と認める書類

### (事業の着手)

第4 事業実施主体は、規則第4条の規定による交付決定後に補助事業に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する場合にあっては、実施要綱別記1第8の1の（3）又は（4）により計画の承認を受け、補助金の交付が確実となったのち、その理由を明記した別記様式第2号を知事に提出するものとし、交付決定前までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容について、別表の重要な変更を行う場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により、知事の承認を得ること。

(3) 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 計画の変更により事業費が増減する場合においては、別記様式第5号を知事に提出し、交付金額の変更承認を受けること。

### (概算払等の請求)

第6 事業実施主体は、規則第15条の規定により概算払を請求するときは、別記様式第6号により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

### (事業遂行状況報告)

第7 規則第10条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の

最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。ただし、第6により概算払を行う場合にあっては、概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第8 事業実施主体は、事業を完了したときは、規則第12条第1項の規定により、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金等の経理)

第9 事業実施主体は、事業について帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条の規定により、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第10 この要綱により知事に提出する各書類の部数は正副各1部の計2部とし、事業を所轄する地方振興(又は地域)事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

区分	経費	事業実施主体	補助率	重要な変更
新規就農者育成 総合対策	<p>事業実施主体が 新規就農者の育 成を図るに資す る次の経費</p> <p>①経営発展支援 事業</p> <p>②推進事業</p>	<p>市町村</p> <p>市町村</p>	<p>① 定率 ただし、補助率 は、新規就農者 育成総合対策実 施要綱別記 1 の 第 5 の 3 の(1) の定める範囲内 とする。</p> <p>②定額</p>	新規就農者数に 関する目標、助 成金の交付計画 における国費總 額の 30%を超 える増または 減。